

## 雇用保険関係の届出に係る押印見直しについて ～原則届出への押印が不要となります～

令和2年12月25日付け省令改正等に伴い、雇用保険関係の各種届出等における事業主及び申請者の押印欄等が見直され一部廃止されました。

また、各種届出・申請様式も一部を除き原則押印は不要となります。

### 引き続き押印が必要となる届出

- 雇用保険適用事業所設置届（裏面）【登録印】
- 雇用保険事業主事業所各種変更届（裏面）【登録印】
- 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届【選任代理人が使用する印鑑】
- 各種届出における訂正印
- 各届出時の委任状
- 雇用保険適用事業所情報提供請求書
- 雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書
- 雇用保険被保険者六十歳到達等賃金証明書 ※1
- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書 ※1
- 育児休業給付金申請に係る前職からの賃金・勤務状況確認 ※2
- 再就職手当支給申請書【事業主の証明】
- 就業促進定着手当支給申請書【事業主の証明】
- 常用就職支度手当支給申請書【事業主の証明】
- 雇用状況等証明書【事業主の証明】
- 採用証明書

※1 事業主から届出される場合は押印不要

※2 育児休業給付金受給中の被保険者が離職し、1日の空白もなく他の事業所で資格取得をしたうえで育児休業を継続した場合の前職における、賃金・勤務状況確認書類への前職事業主証明印は必要となります。

◆「密回避」「個人情報持ち運び不要」の電子申請の利用をご検討ください。◆